

生活保護受給者の新規入居をお考えの貸主（管理事業者）の方へ

ご存じですか？

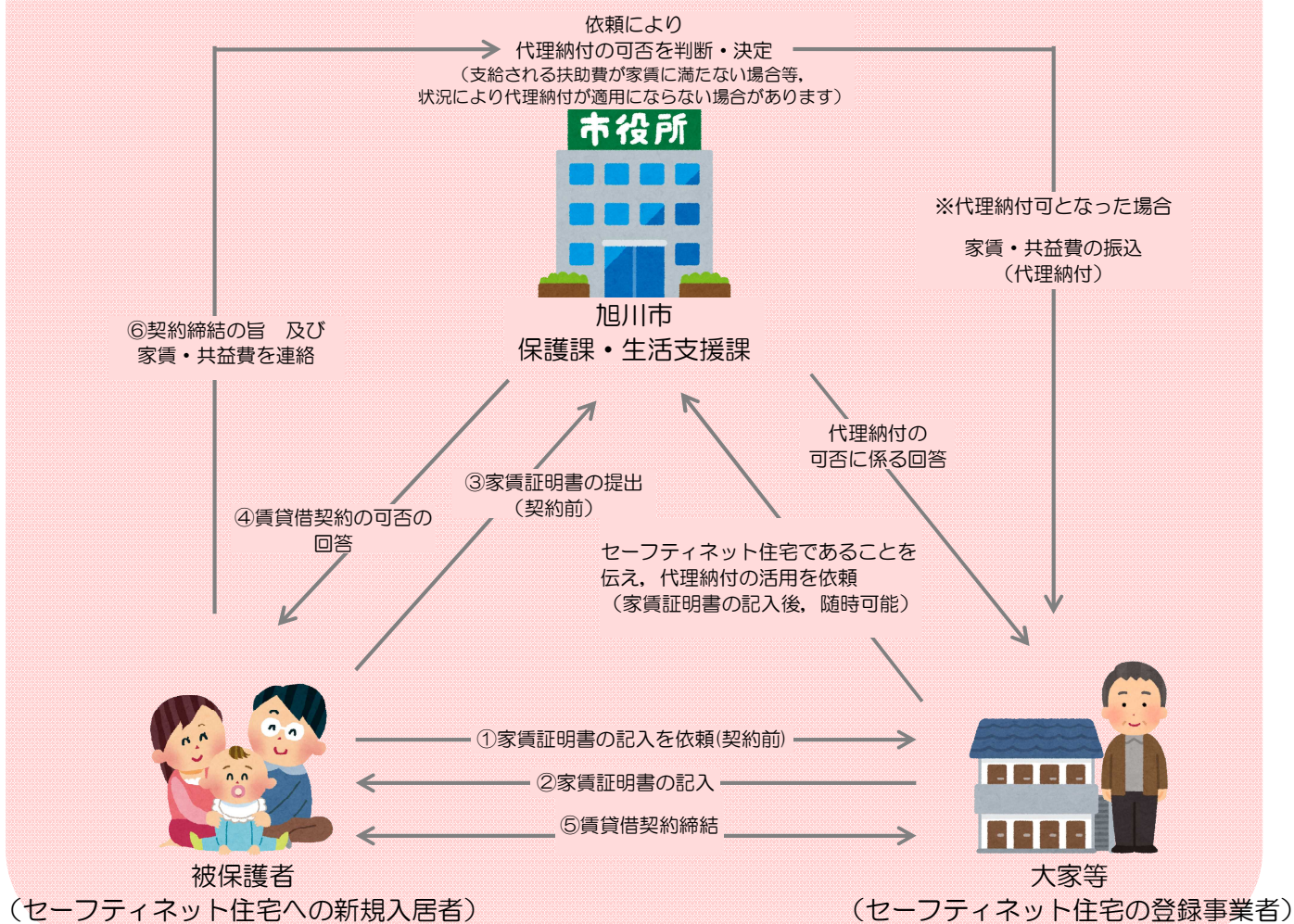
令和2年4月1日から、セーフティネット住宅に生活保護受給者が新しく入居する場合は、原則として住宅扶助及び共益費の代理納付が適用されることとなりました。



管理、又は所有されている物件をセーフティネット住宅として登録し
家賃（住宅扶助）のスムーズな納入スタイルを実現しませんか？

旭川市における セーフティネット住宅の住宅扶助等の代理納付手続きの流れ

（被保護者がセーフティネット住宅に新たに入居する場合）



詳しくは、住まいサポートあさひかわ事務局（TEL 25-9708）までお問い合わせください。
（旭川市住宅確保要配慮者居住支援協議会）

セーフティネット住宅とは？

住宅の確保に特に配慮を要する方（高齢者、障がい者、生活困窮者など）の入居を拒まない住宅として、法に基づく登録を受けた住宅のこと。

登録の条件等、詳細は下記までどうぞ

セーフティネット
住宅情報提供システム



旭川市建築部建築総務課住宅政策係
0166-25-9708

